

令和３年度第５回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 令和３年１２月２４日（金） 午前９時００分 ～ 午後１０時５９分

場 所 ＷＥＢ会議にて開催（川崎市役所第３庁舎５階 行政不服審査会室）

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、藏田委員、黒石委員、藤田委員

市 側 石渡行政改革マネジメント推進室長
佐藤行政改革マネジメント推進室担当部長
吉永行政改革マネジメント推進室担当課長
上林行政改革マネジメント推進室担当課長
藤原行政改革マネジメント推進室担当課長
林行政改革マネジメント推進室担当課長
坂本行政改革マネジメント推進室担当課長
小山行政改革マネジメント推進室担当課長
後藤公共施設総合調整室担当課長
小沢財政局財政部財政課担当課長
岡村行政改革マネジメント推進室課長補佐
梅澤行政改革マネジメント推進室担当係長
鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長
安倍都市政策部企画調整課担当係長
菊地行政改革マネジメント推進室職員

議 題 １（１）川崎市行財政改革第３期プログラム素案について
（２）次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について
２ その他
川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン（素案）について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 ０名

議事

吉永行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、全員そろいましたので、ただいまから令和３年度第５回川崎市行財政改革推進委員会を開催させていただきます。

私は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の吉永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、本日の委員会はＷＥＢ会議にて行うものでございますが、公開とさせていただきます。市

民の皆様の傍聴やマスコミの方の取材につきましては、許可とさせていただいておりますので、ご了承くださいと存じます。

また、本日の議事内容について、録音させていただくとともに、録音内容に基づいて、議事録を作成させていただき、公開の手続きを取らせていただきたいと存じます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日、Z o o mで共有させていただく資料1～3については、あらかじめメールや郵送等で送付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。ここからの進行は会長にお願いしたいと存じます。

伊藤会長、よろしくお願いいたします。

伊藤会長

おはようございます。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

一つ目の議題の「川崎市行財政改革第3期プログラム素案について」ですが、今年度の委員会ではプログラムの「策定方針」及び「基本的な考え方」について審議してきたところです。今般、素案が取りまとまったということで、成案に向けて個別の改革課題を中心に議論を深めていければと思います。

まず、事務局から、資料1－1に基づいて、素案の総論部分について、「基本的な考え方」からの主な変更点などをご説明いただきたいと思います。

その後、資料1－1の素案について委員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長

それでは、私鈴木のほうから、まずは資料1－1に基づきまして、行財政改革第3期プログラム素案の総論部分の主な変更点等についてご説明をさせていただきます。

今資料を共有させていただいておりますけれども、皆様ご覧いただいておりますでしょうか。

それでは初めに、素案の34ページになりますけれども、まず行財政改革の必要性ということで、なぜ行革を進めるのかということになりますけれども、第3期プログラムを策定するに当たっての経過なり動機づけの部分になりますけれども、今回素案の部分で第3段落目に少し追記をさせていただいた部分がございます。これまでやってきた取組の中で、まだまだ課題が残るものですか、あるいは成果が出ないものについて取り組む必要があるという視点と、それから主な現状や課題認識の下に、やはり将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するために、早期に経営資源の確保につながる取組を進めるんだということで、8月の基本的な考え方を公表した際には、そこまでの記載にとどめておりましたが、今回やはり特に財政面の関係で本市の収支均衡がなかなか図られていないというような状況もございますので、早期の収支均衡につながる取組、こういった取組が必要であるということと、それから収支均衡が図られていないだけではなくて、将来の市債の償還に充てるための減債基金のほうからも、この間ずっと借入れが続いているような状況が続いておりますので、やはり行革の取組を進めることによりまして、早期の返済につなげていかなければならないという視点を加えさせていただいてございます。

それから、将来的な負担の抑制を図るという観点から、やはり中長期的な視点に立ちまして、早期の経営資源の確保につながる取組を進めるだけではなくて、各事業だったり、あるいは公共施設の在り方について、検討を進めながら、将来的な経営資源の確保にもつなげていくんだというような視点を加えさせていただい

ております。

それから素案の38ページにまいりまして、確保すべき経営資源の部分でございますけれども、こちらのほうにつきましても、先ほどご説明させていただいた行革をなぜ進めるのかという視点の部分で追加した内容と同様の内容を追加させていただいております、リード文の第二段落目になりますけれども、やはり将来的な経営資源の確保等に向け、人口動態の変化ですとか、あるいは今般のコロナの影響等によって、大きく社会変容等が生じているところがございますので、こういった状況等を踏まえながら、各事業や公共施設等の在り方について検討を進め、将来的な経営資源の確保につなげていくという視点をここでも加えさせていただいております。

それから、今回新たに経営資源として時間という概念を加えさせていただきましたけれども、素案の段階では、なぜこれを追加したのかというところまで書き切れなかった部分もございますので、今後成案の策定に向けまして、どのように書けるかというところも含めて、少し事務方のほうで検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから次のページにまいりまして、行財政改革の取組指標ということで、市民満足度というところに一つこだわりながら行革をこれまで進めてまいりましたけれども、第3期プログラムにおきましても、そういった観点を引き続き踏襲してまいりまして、市の総合計画に関する市民アンケートの中で、日々の生活に身近な行政サービスについての満足度という満足度調査を行っております。令和元年度時点で56.3%だったものを素案段階では、令和7年度では57%以上にしていこうという形にさせていただいておりますけれども、最新の調査を今まさにやっているような段階でございますので、その調査結果を踏まえまして、令和7年度の数字については修正するかどうかも含めて、少し検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

それからページを飛ばさせていただきます。

270ページになりますけれども、第4章の推進体制と取組評価の中の進行管理・取組評価のところになりますけれども、この中の第4段落目でございますけれども、やはり今回新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、あるいは令和元年度の台風の影響で、第2期プログラムの取組を行う中でも、やはり影響等を受けたものがございました。やはりそういった視点を少し入れ込んだ形で、第3期プログラムにおいては進行管理をしていく必要があるだろうというふうに考えてございますので、この第4段落目に記載のとおり、進行管理、取組評価を行うに当たっては、天災の発生ですとか、あるいは感染症の蔓延、その他各課題に対して状況変化等による影響が大きかったような場合については、加えて必要やむを得ない場合については、取組の見直しですとか、あるいは指標の追加等の対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、どのように実施していくのかという話ですけれども、下の概略図のほうに少しお示しをさせていただいておりますけれども、毎年度PDCAサイクルの中で管理をしておりますが、アクションの部分で次年度の取組の方向性等を決定してまいりますので、その段階で状況変化ですとか、あるいは取組の見直しの必要性ですとか、あるいは指標の追加等について、随時この段階で反映をしながら、翌年度以降のプランだったり、あるいは活動Dのほうにしっかりと反映してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、第5章に移ってまいります。

第5章の今後の財政運営の基本的な考え方ということで、8月の基本的な考え方の段階では、少しお示しできていなかったような部分もございますので、少しその辺りを中心に簡単にご説明をさせていただければと思います。

冒頭やはり本市の財政状況は非常に厳しいというようなお話をさせていただきましたけれども、このページの最終段落にも少し記載をさせていただいておりますけれども、やはり令和2年度決算におきまして、収支不足は発生しなかったものの、減債基金の借入残高につきましては527億円に達しているという状況と、

それから次のページにまいりまして、やはり令和３年度以降につきましても、やはり当面の間、市税においてはコロナの影響等を受けるであろうというところと、やはりふるさと納税等の影響につきましても、令和３年度予算で８０億円以上の影響額を見込んでいるところでございますので、引き続き、やはり厳しい財政状況が続くということが見込まれているところでございますので、しっかりとカネの経営資源の確保、これに向けた取組についても進めていく必要があるという課題認識を持ってございます。

それから減債基金の借入残高の今後の見込みでございますけれども、令和３年度予算において、８１３億円まで伸びていくだろうという見込みを立ててございまして、こうした状況を踏まえまして、今後の財政運営の基本的な考え方の中で、今後１０年間の収支見通しというものを立てさせていただいております。

どのように収支の見込みがなっているのかというところを、少しご説明をさせていただければと思います。

資料の２８３ページになりますけれども、収支フレームということで、今後の１０年間の収支見通しを、お示しをさせていただいております。

まずフレームの中の収支の部分でございますけれども、もともと第２期プログラムを策定した段階では、令和６年度には収支均衡を図っていくという形で見通しを出させていただいておりますけれども、これがやはりコロナの影響等もございました関係で、令和１０年度までその時期が先送りになってしまっているというような状況がございます。そこからは一定、収支がプラスになっていくような見通しを立てているところでございます。

それから減債基金からの借入残高でございますけれども、こちらにつきましても令和３年度予算で８１３億円というふうに見込んでございましたが、これが最大で１，５７６億円まで膨らんでいくような見通しを立てているところでございますが、やはりこの間、議会のほうからも実際に決算を打ってみると、その借入れの額が大分圧縮されているよねと。言わば予決会議ないし、収支会議みたいなところが出ているような部分もございますので、今回新たな試みとして、これ財政局のほうで積算をさせていただいている数字になりますけれども、決算見込みベースということで、実態に近い数字としてはどういう見込みになってくるのかという部分も併せて公表していくような、そんな対応をしてみたいというふうにご考えてございます。

時間の関係もございますので、素案の関係につきましては、主な変更点ということでご説明をさせていただきました。

資料１－１の説明については以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、本日は時間の関係もございますので、素案の総論については、ご意見、ご質問のある委員のみ、ご発言をいただければと思います。ご意見、ご質問のある委員は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

これから先ほどご説明いただいた検討する部分については、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、素案に位置づけた個別の改革課題に対する委員の皆様のご意見、ご質問等を資料１－２として事務局に取りまとめていただいておりますので、本日はこの資料を活用しながら、委員の皆様にご審議いただきたいと思います。

なお、本日は時間の関係もございますので、課題の概要について、都度、事務局から説明をいただくことは割愛させていただきまして、委員の皆様のご意見、ご質問をいただくところから審議を始めさせていただきます。

それでは、ご意見、ご質問順について、出石委員、藏田委員、黒石委員、藤田委員の順に、ご発言をいた

だければと思います。

ご意見、ご質問につきましては、委員お1人当たり、申し訳ありませんけれども、2件程度とさせていただくとともに、ご発言のあった委員ごとに、事務局からご意見、ご質問に対する市の考え方をお答えいただければと思います。

なお、ご意見の際は、資料に振られているページ番号や課題名をご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、出石委員、よろしく願いいたします。

出石委員

おはようございます。

多分今言われている資料1－1とか1－2というのは、昨日あたり送られている資料ですか。

事務局

そうです。

出石委員

まず私見る暇がないんですよ。今日も見えていません。

まずそこから申し上げて、今日は意見はちょっと言いようがないんですけども。今も会長から、これだけの大群の中から二つだけに絞れと言われること自体でもう、それは議論にならないんじゃないんですかね。つまり、ちょっとここ何年もやってきましたけど、そろそろちょっと考えないと、これだけの大群のものを四人の委員に振られて、そこで短い時間でちょこっと意見を言い合ってそれで終わらせるというのは、それは議論というんですかね。それを質問としたいと思います。

つまり、ちょっと言葉はきついかもしれないけど、この委員会に投げて、そこでしゃんしゃんとやったら、それで後は事務局で手を入れて終わりというふうに、私はこここのところ、この川崎の行革はそう見えてしまっています。規模も大きいし、課題数もすごく多いからそうなるのはやむなしと、市のほうも会長も思われるなら、もうそれで仕方ないです。そんなに細かくやっている余裕は多分皆さん、市も我々も忙しいですからないんですが、ちょっとそれだと我々の責任感が果たしているのかなというのは正直疑問です。

そういうことを少し全体を通じた意見を出させてもらいましたので、今日はそこだけに私からはとどめたいと思います。

以上です。

伊藤委員

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長

まさに委員のおっしゃっているとおりでございまして、本来であれば、特に重点项目的なところを絞らせていただいて、そういった部分について、集中的にご議論いただくというやり方も当然あるかと思いますが、あるいは確保すべき経営資源、その中で最もどれが重要なのかという絞り込み等ができれば、そういった議論もできようかというふうに考えておるのですが、やはり市の行財政基盤を構築していくに当たりましては、必要な課題を設定させていただいているということと、それから確保すべき経営資源の部分につきましても、やはりカネだけではなくて、その他の経営資源の部分についてもしっかりと確保してい

なければならないということで、なかなか課題だったり、あるいは確保すべき経営資源の部分について、優劣をつけていくということが、なかなか難しい状況もございまして、こういう状況になっているというところがございます。ただ、集中的にご議論いただくに当たりまして、我々といたしましても、しっかりと工夫していく必要があるかと思っておりますので、今後どのように、また策定に当たりましてご意見を頂戴していくことになろうかと思っておりますけれども、進めていくかというところの部分については、しっかりと考えてまいりたいというふうに考えてございます。

出石委員

もう1点追加で確認なのですが、先ほど私のほうも無責任で申し訳ないのですが、昨日送られたと言われる資料1-2になるのですか、手元に今なくて申し訳ないのですが、ここには委員の意見に対しての見解が何か示されているのですか。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長

そうですね。一定お示しをさせていただいてございます。

出石委員

分かりました。じゃあ、それで回答されているということであれば、それをまたどういう形か分かりませんが、それ自体を公表していければ、一応意見と、何ていうのでしょうか、それに対して踏まえた最終的なプログラムになっていくというふうなことなのかなと思います。

ただ、私も時間がない中やっていったら、意見は山のように出てくるんですよ。もうやり切れなかったです、はっきり言って。1個1個全部やっていくとね。だから、申し上げたのは、書いたのは、重点を全部やるのはいいのだけれども、絞った意見聴取にしたほうがいいんじゃないかなという意見でした。回答は要りません。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。

私もちょっと資料の送付がやはり直前に行われるということと、それから作業量が各膨大であるということですね。このプログラムだけではなくて出資法人の関係も当委員会が担当しているということで、ちょっと今の体制で本当に重点的に実効性のある検討ができていいのかどうかということについては、改めて事務局と相談させていただきたいというふうに思います。

総論部分の基本的考え方についてのほうに我々が注力を、我々の力を注ぐのか、それともこの個別の本当にレビューをしていくということをどれくらいの密度でできるか、やれるのかということについては、ちょっと出石委員のご意見も踏まえまして、改めて検討させていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは、藏田委員、お願いいたします。

藏田委員

よろしくお願いいたします。

すみません。事前の意見を提出できておりませんで、申し訳ございませんでした。ご迷惑をおかけしまして、すみません。

2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。資料1－2には記載がないので、大変恐縮ですが、取組の番号とページ数で申し上げさせていただきます。

81ページの取組No.1の(3)の5の市営住宅の管理等々ですね。特にその取組1の民間活用の取組につきまして、1点目のコメントをさせていただきたいと思います。

この中で、市営住宅の管理についての民間活用を進めていこうということで検討していきますというようなことの記載がございます。特に民間活用の取組については、もう検討の段階ではないかなという気はしております、PFIも指定管理も非固有型の民間活用にしても、もうかなり相当分厚い事例集ができるくらい多くの事例がございます、法的な課題、制度的な課題、もちろん川崎市特有の課題については考慮すべきだとは思いますが、基本的にはそれを潰していくことができれば、実施するかどうか、その手法の適切性だとかということを改めて、この行革のプログラムに載せるのはいかがなものかなというふうに感じております。

市営住宅なんかは本当に大きな都市から小さな都市まで、包括に建て替えであるとか、建設、維持管理といったようなものを複数でやるとか、地元企業を中心にやるとか、いろんなパターンがもう既にご覧になるので、もちろんそのスケール感、全体でやるのか、各区ごとにやるのか、いろんな、そういう検討は必要だと思いますけど、その手法導入そのものについての検討というのは、もうそろそろ行革プログラムの中から姿を消していくようにしていただけたらというふうに思います。

なので、それ以降の市営住宅以下、多くの施設等々についても、民間活用についての検討と一定のものについては、やはり他の事例もしっかりと学んでいただいて、大阪府の泉北ニュータウンの事例であるとか、分けているところと言うと、茅ヶ崎市の市営住宅の包括管理なども非常に大きな効果が出ていますので、ぜひそういったものを各部局にもちゃんと調べて勉強してもらうようにはっぱをかけていただいて、進めていただければということが1点目の指摘でございます。

2点目を申し上げます。取組2のアセットマネジメントのところですか。136ページ以降になろうかと思えます。取組2の(5)ですか。戦略的な資産マネジメントというところで、企画総務含めて各部局の戦略的な資産マネジメントについての取組を掲げられているのですが、ここの戦略的な資産マネジメントのまとまりのところの成果指標がないんですよね。まさに先ほどのちょっとお答えなんかもそうなんです。戦略的な資産マネジメントというのは現状から目的に向けて様々な選択肢、手法がある中で、優先順位は何なのか、どれが最も効率的なのかという選択であり、そのプライオリティを検討した上で決めていくことがまさに戦略的なマネジメントになりますので、この戦略的マネジメントそのものの戦略がないと、なかなかそれにつらなる行革の戦略的な推進は図れないかなというふうに思いますので、この戦略的な資産マネジメントの成果指標をぜひ検討いただきたいということと、まさに戦略的な資産マネジメントを進めていくときの数値目標、時限目標、中間チェックみたいなことの範をここで示していただいて、個別の事業については各部局がそれを見習って、取組を進めていくというような位置づけで進めていただくことが必要かなと。

大変多くの事業があるので、なかなか全て見切るのは大変だと思いますので、少しめり張りをつけて、任せるところはある意味では任せるとするか、勉強させるということも含めて、役割分担されると、より全体としては取組が進むのではないかなというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊藤会長

ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長

まず市営住宅の部分でございますけれども、課題の中では建て替えと、それから維持管理の関係で記載を分けさせていただいているところがございますけれども、まず建て替え、更新の部分につきましては、国交省のほうからも考え方が示されておりますけれども、やはりコンセッションを使ってやるという部分については、言い方は悪いかもしれませんが、実にはうまみが出ないという部分もございます、なかなか難しいという見解が示されておりますので、それ以外の手法がどんな手を取り得るのかという部分を、この課題の中で検討をしていただくような、そんな取組をしていくという予定でございます。

それから、維持管理の部分につきましては、実はお恥ずかしながら、これ第2期プログラムの部分についても、課題設定しているところがございますけれども、現状、出資法人の住宅供給公社のほうに包括的に管理を代行していただいているような、そんな状況でございますけれども、その部分について、民に任せられるのかどうかという検討を、実はこの間進めてほしいというか、進めていただいていたんですけれども、やはりなかなかその辺りは進捗が芳しくなかったという部分もございますので、引き続き課題があるものとして、今回第3期プログラムのほうにも位置づけをさせていただいたところがございます。

ただ、3期プログラムを進める中で、当然一定の結論が出るものというふうに現時点では考えてございますので、結論が出れば、この課題からは落として、対応するというのもできるのかなというふうに考えてございます。したがって、今回につきましては、こちらについては課題設定をしまいたいというふうに考えてございます。

それから、135ページ以降のアセットの関係でございますけれども、行革の3期プログラムと連動する形で、今回資産マネジメントの第3期の実施方針というものを、策定を進めさせていただいてございまして、その中で大きな目標といたしましては、やはり今後10年間については、床面積をできるだけ増やさない、抑制していくというような目標を持ってございます。まずそういった大きな目標がある中で、プログラムとの連動というところで、資産マネジメントに関する個別の課題設定をさせていただいているところがございます。

ただ、なかなか計画策定当時にどの施設をどうしていくのかというところまでが、なかなか決め切れない、あるいは公表し得ない部分もなかなかございますので、その辺りの関係で策定当時から指標を設定できていないような状況もございます。例えば、ある種別の施設があって、この施設については何年間で幾つ、例えば減するですとか、あるいは多目的化、複合化していくとかという目標が本来であれば立てられればいいかなと思っているのですが、なかなか難しい部分もございます、できる限り、まだ調整期間がございますので、いただいたご意見を踏まえまして、各局とは調整を進めてまいりたいと考えておりますけれども、できないケースが出てくると考えております。ただ、実績の中で出てくれば、それはしっかりと量的に示せるものについては、しっかりとお示しをしまいたいと考えてございます。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、黒石委員、お願いいたします。

黒石委員

黒石です。先ほど出石委員がご指摘どおりの感想で、全く同じになりますので、ちょっと時間の限り気づいた点について一言突っ込みを入れさせてもらって、この回答、昨日ですか、1-2でいただいておりますけど、このやり取りで、しかも一往復でまだまだ回答もやっぱり皆さんも時間ないでしょうし、突っ込み切れ

ていない回答で、これで終わってしまうのは何の薬にもならないと思いますので、あまりこのやり方は意味がないんじゃないかなと強く思っています。やり方を変える等、考え直したほうがいいんじゃないかと思えますというのが、全般です。

個別の項目については、もうちょっと切りもないし、時間もないので、ちょっとここではやめておきたいと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

それでは、ちょっと後でまとめて事務局にお答えをいただくことにしたいと思います。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員

藤田です。私もちょっとこの作業というのが、大変作業量が多いですし、問題が焦点化されていないというか、実質的な議論がなかなか難しいので、今の出石委員、また黒石委員のご意見と全く同じ感想を持っております。

細かい点を申し上げますと、私が事前に出させていたのは、1－2の最初まず項目と、あと一番最後の項目でしたので、その点について少し言及させていただきますと、最初の項目に関しましては、前回の会議でもほかの委員がご指摘されたことだと思いますが、やはりいまだに活動指標と成果指標が全く空欄の課題というのがたくさんありまして、そういったものの多くが何々の検討ですとか、そういった内容になっている、何々を実施するとか、そういう言葉で表現されているのですけれども、もし内容的に指標の設定というのが難しいのであれば、できる限り工程表といいますか、いついつ、何年度はここまでやる、その次の年度はここまでやるというような、工程表を少なくとも示さないと、この課題というか、この一覧表、この表の意味もなくなってしまうのではないかなと思いますので、その辺はお願いしたいと思っております。

それから、最後の課題と、二つ、一番最後にあったかと思いますが、会計室とあと監査事務局の到達目標の決定と成果指標に関しましての意見を出させていただいたのですけれども、こちらが到達目標というのが、どちらも研修の習熟向上ですとか、あと成果指標も研修の達成度というようなことが出ておりまして、ちょっとそれが目標として狭過ぎる。また成果指標としても、本来の到達目標のその手段として、その手段がどのくらい載っているかという、そういった指標にすぎないと思いますので、その辺が指標としても適切かどうかということで、疑問点を挙げさせていただきました。

ただ、こちらに関して、考え方ということで赤く囲んでいただいた、これは原局からの回答かと思いますが、4（3）4の23ページの上のほうの、これはちょっと会計事務のミスの多くが、職員の記入漏れや遅延によるものであり、会計事務に係る制度や事務処理の習熟では件数を減らすことが難しいものと認識しておりますという、そういったご回答をいただいているのですが、そうすると、ここで掲げております、そういった研修とかも、あまり意味がないというように受け取れてしまうのですが、少しその辺に関してご説明いただければと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長

まず全体的なお話としていただきました、活動指標なり成果指標が設定できていない課題に関してでございますけれども、今215ある課題の中で、各局と調整を引き続き進めているところでございまして、なかなか予算の関係が絡んでいて、11月段階ではお示しできなかったような指標ですとか、あるいは調整が11月時点で進め切れなかったものですとか、あるいは、これは前回会長からもご意見を頂戴いたしましたけれども、特に区役所の関係で、横並びで同じ考え方の課題を設定しているようなものについては、同一指標をある程度設定してはどうかというようなご意見を頂戴しましたけれども、なかなか11月時点の調整の段階で、ばらばらな指標の設定をその時点では考えていたようなものについては、一旦統一的な指標を図れないかどうかというところの調整を進めた関係で、11月の段階では落とした経過がございます。

引き続き、成案の策定に向けまして、設定できるものについては、より多くの活動指標なり成果指標の設定をしてまいりたいと考えてございます。

それから、それでもなお設定ができない課題、その中長期的な考え方の中で特に設定できないのが、やはり先ほど藏田委員のほうからお話いただきましたけれども、アセットの関係ですとか、市民にサービスを提供するような施設だったりになってまいりますので、そうするとどの施設を潰すんだみたいな話にも、計画策定段階で出していくとなってしまうような状況もございますので、なかなか難しい部分もございますけれども、段階的な年度ごとの取組の部分につきましては、今箱割ということで各局と割っていくような、そんな形で調整を進めておりますので、その辺りも引き続き調整を進めまして、2月の案の段階では一定、お示しできるものにつきましては、年度ごとの段階的な取組のスケジュール感みたいなものをしっかりとお示ししていきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目にいただきました会計室、それから監査事務局の課題でございますけれども、やはりこの意見等に対する考え方ですけれども、やはり現時点では原局の考え方となってございますので、いただいたご意見を踏まえまして、恐らくこの回答のままで、このまま策定を進めていくというのは、なかなか難しい部分もあるかなと行革部門としては考えている部分もございますので、いただいたご意見の趣旨を踏まえまして、もう少し原局と調整を進めていきたいと考えてございます。

この課題に限らず、全体的なお話にもなりますけれども、いただいたご意見につきましては、この1回の意見等に対する考え方をお示しただけで終わりだというふうには行革としては考えてございませんので、いただいたご意見の趣旨を踏まえまして、ほかの課題の部分につきましても、各改革課題に反映できるものについては、できる限り反映できるように、事務方として進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

伊藤会長

どうもありがとうございました。

全体的な進め方についてのご意見をいただきました。今回、前回の委員会で委員の皆様から提出していただいた意見、質問に対する回答ということで、資料1-2を準備していただいたところですが、やはりちょっと直前に送られてもということがございます。他方で、恐らく各課題について、それぞれの担当に投げて調整して、この意見に対する、当委員会に対する考え方というのを出してもらうというので、一定の時間なり作業というのがかかるというのは確かです。

ちょっと今回やはりプログラムの素案に当たって、これできちんと十分な検討ができたかどうかというのは、我々としてもかなり怪しい部分があります。一応そのフィードバック今回示していただきまして、さらにご意見をいただきましたけれども、まずその部分についてはきちんと対応していただきたいということが一つです。

それから、これから成案に向けて意見等に対する考え方を盛り込んで、さらにその指標等の見直し、あるいは記載の見直し等を行っていただくということになろうかと思えますけれども、こちらについてもできるだけ早く我々に情報提供いただいて、もしご意見がさらに追加であれば出していただくというような手続を、ちょっとお忙しいとは思いますが、取っていただきたいというふうに思います。

ところでこれ、毎回といいますか、プログラムを最初に策定するとき、さらにその後のチェックというときに、全ての事業について網羅的にレビューをするということが、現在の体制で本当にできているかどうかということについては、改めて考えたいと思えますので、この点についてはまた事務局とご相談させていただきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

ちょっと担当部局との調整もなかなか大変かと思えますし、全体の取りまとめについてもかなり作業量が多いと思えますけれども、ぜひ、委員の皆さん、我々その間のプロセスとその結果についてまとめていただいて、また大量の資料を送られても、多分見ている時間がないので、何か簡潔にまとめて、こういうような状況で対応しましたというようなことが分かるような形で示していただければと思います。事務局にはまたちょっとご負担をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木行政改革マネジメント推進室担当係長
承知いたしました。

伊藤会長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。事務局は今席を移動するということですね。

二つ目の議題の「次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定状況について」ですけれども、第1回の委員会では方針の策定に向けた考え方の案について審議を行ったところです。今回の委員会では、その後、市及び各出資法人で策定に向けて検討を進めている方針案について審議をしたいと思います。

まずは、事務局から、資料2-1により方針案の策定状況について、ご説明をお願いしたいと思います。

その後、委員の皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

行革室の藤原です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから資料のほうの説明をさせていただきます。資料2-1になります。

こちら、5月にご審議をいただきました、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けた考え方を、こちら微修正した内容となっておりますので、まず要点を簡単にご説明させていただきます。

6ページになります。今回の方針策定の考え方ということで、平成30年8月に現方針を策定いたしまして、そこから平成30、令和元年、令和2年と評価を行ってきております。その中で見えてきた課題について、今回方針の1から5ということで対応の方針を整理させていただいて、これを基に次期方針の策定を行ってきております。確認の意味合いで簡単にご説明させていただきます。

まず方針の1でございますが、川崎市総合計画第3期実施計画の策定と連動した本施策における法人の役割の確認ということで、こちらでは法人の設立目的ですとか、ミッション、存続意義等を踏まえながら、や

はり行っていくことが重要であるということを書かせていただいております。

続いて、方針の2、各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況等の反映ということで、特には二ポツ目にございます、経営健全化に向けた取組で各法人の財務指標等を参考に法人の種別や財務構造などを踏まえて、各法人の経営状況と将来見通しを考慮して、より包括的な内容になっていくように今回しております。

続いて方針の3でございますが、各取組事業の指標の合目的性と、それから目標値の合理性・実現性の部分になります。まず指標については、現行の指標のほかに総量と差分といったような視点も加えまして、想定し得る指標との比較検討を行いまして、より目的に合致したものとなるようにしております。

また、経営健全化指標については効率性と規模感という観点から率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストにつきましても、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方となるようにしております。また、目標値についてですが、こちらについては現行の方針の策定・取組期間における実績を把握いたしまして、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理をして見込むようにしております。

方針の4になりますが、各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出ということで、直近5か年の推移を確認いたしまして、次期取組期間における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえて、将来見通しを算出しております。

それから、方針の5、次期取組期間中における目標変更の可能性の確認ということで、先ほどもプログラムのほうでもございましたが、目標変更の可能性のあるものにつきましては、それを要することをあらかじめ明示するようにしております。

こちらを受けまして、10ページからになりますが、各法人、23法人ございますが、こちらの方針案の策定状況をまとめたものとなっております、32ページ目までが各法人の役割と取組の方向性を整理させていただいたものになります。

続いて33ページから55ページまでが、各法人の具体的な取組項目と、それから指標と目標値をまとめたものとなっております。右のほうに注記をさせていただいておりますが、左のほうにございます事業項目名、それから右のほうにございます指標の部分ですね。こちらで現方針から今回新規、変更、あるいは統合しているもの。それから、まだ所管局それから法人と調整中のものについては、その旨を表示させていただいております。また、内容につきましても、事前レクをさせていただいたところから、内容の加筆ですとか、数字の若干調整をさせていただいております。

個別の法人の説明につきましては、事前レク場で次期取組期間において法人の役割に変遷が生じてくるもの、それから経営上の課題を抱えているものを幾つかピックアップしてご説明をさせていただいております。今回事前にご質問も幾つか頂戴しておりますので、本日は少しその部分は省略をさせていただければと思います。

最後に56ページになります。方針策定の今後のスケジュールになります。12月のところがございますが、現在中間報告ということで、中間の取りまとめをさせていただいて、今回行革委員会にご報告をさせていただいております。ご意見を頂戴いたしまして、反映できるものは反映をしまいいりまして、2月に市の行革本部会議で方針案を決定いたしまして、その後、議会に報告をしまいいりたいと考えております。

それから、事前にご質問いただいたもの、資料1-2ということで、11問いただいたのですが、整理をさせていただいております。こちら、ご覧いただきながら、またご質問等いただければと存じます。

私からの説明は以上になります。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問ということですが、この資料も今朝送られてきまして、ちょっとまだ全体像が分かっていないという状況の中で、差し当たりこの資料2-2ですね。事前に皆様にご説明いただいたときに、それに対してどういうふうな今考え方になっているかということについて、ご回答いただいている部分がございます。

ちょっと進め方としては、できれば、この資料2-2についてご説明いただいて、それでそのことを踏まえて、事前にご説明いただいた委員の方から、さらにご意見をいただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

分かりました。それでは、資料2-2でいただいた質問の要旨と、それに対する回答をご説明させていただきます。

まず項番の1でございますが、こちら総論の部分に関するご意見になっておりまして、事業別の行政サービスコストの算定上の課題ということで、現方針における課題になりますが、ご意見といたしましては、今回、事業別の行政サービスコストの算定方法の見直しをしております。従来、直接事業コストから直接自己収入を差し引くような仕組みになっていたのですが、そうしますと、前期の繰越額、それから特定資産からの繰入金等が自己収入の中には含まれずに、逆に利益が上がるような場合には、それが自己収入にカウントされてしまうということで、市の財政支出の実態が反映されないというようなことを書かせていただいております。しかしながら、その実態が反映されないというのは正しい記載ではないのではないかと。それから、従来のやり方が、評価のために把握すべき実態なんではないか、というようなご意見でございました。

こちらにつきましては、ご指摘の「実態が反映されない」という部分につきましては、意味合いとしては、その数値が市の財政支出そのものを表していない場合がございますので、そういう言い方をさせていただいたのですが、一方で直接事業コストから直接自己収入を差し引いたという実態ではもちろんございますので、ちょっと表現が誤解を与えるというところがございましたので、そこについてはちょっと工夫をさせていただきたいというふうに考えております。

また、評価のためにその数値を把握すべきではないかといった部分につきましては、今回の方針の主眼としては、やはり市の財政支出を直接的に捉えて、そこをできるだけ費用をかけずに法人においてやっていただけるようにいうところを第一に見ていきたいというのがありますが、一方で直接事業コストですとか、従来の直接自己収入というのでも捉えるようにいたしまして、事業別に市の費用対効果ですとか、収入依存度ということを把握していくことも必要であろうかなというふうに考えておりますので、そちらについては評価をする中で、評価の中にコメントとして付記するような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

続いて、項番の2になります。新たな事業別の行政サービスコストの捉え方の関連で、もう一問ご質問いただいております。機会費用の除外するという書き方を資料上させていただいております。それがおかしいのではないかとご質問でございまして、こちらについては機会費用については、その資料の中でも「団体が市から有利な取扱い（市有財産の減免等）を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」を言いますけれども、その把握は引き続き必要なことと我々も考えております。

この点、実際に費用は機会費用ということで生じておりませんので、市の財政支出ですとか、直接事業コストに積み上げることはしないのですが、別途把握をこちらについてもさせていただいて、資料のこちら川

崎冷蔵の経営健全化の取組になりますが、こちらのほうに使用料の減免を今しているのですけれども、その減免を解消していくというような目標を立たせさせていただいておりまして、こういった形でそういう機会費用があるところについては、適切に管理すべきものは管理をしてまいりたいと考えております。

続いて、質問回答票のほうに戻らせていただいて、ここからが各論の議論になります。

ずっと説明をしてよろしいですか。どこかで区切らせて、何個かに区切らせていただけたほうがよろしいでしょうか。

伊藤会長

そうですね、はい。三つ四つご説明いただいてから、一旦区切って、関係している方からご意見いただければと思います。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

そうしましたら、総論の関係はこの2問になりますので、一回ここで区切らせていただければと思います。

伊藤会長

では、この2点について、事前にご質問された方も含め、ご意見、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

黒石委員

黒石から質問させていただきます。もうちょっと本当に流し読みですけど、この記載内容を見て、いや根本的に事務局の方々も理解されていないんじゃないかという、ちょっと懸念があったものですから、こういうちょっと乱暴な聞き方をさせてもらったのですけれども、機会費用も含めて、行政サービスコストの考え方もやっぱりまだまだ理解が不十分なんじゃないかなと非常に懸念しております。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。事務局のほう、いかがでしょうか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

そうですね。黒石委員がおっしゃられる部分も必要な部分というところは、我々も分かっているのですが、ちょっと難しい今概念でもありまして、所管ですとか、法人のほうで、そこら辺を適切に把握をして、その数字をどういうふうに捉えて評価してやっていくかというところが、十分にまだできていない部分もあります。そういった関係で、一番簡単な市が補助金なり委託料なり入れている部分を、まずは評価をしていて、その上で直接自己収入とのバランスですとか、あと機会費用の部分ですとかも、もう評価をしなくなるのではなくて、そちらについても把握は別途させていただいて、全法人ではございませんので、関係のある法人については、そういった部分も評価を加えていくような形で対応させていただければと考えております。

引き続き、ここについてはもう少し内部でも検討をさせていただいて、今ある程度この形で各法人の評価指標等をつくらせていただいておりますので、いただいたご意見をどうやって反映していくかというのは、引き続き検討させていただければと思っております。

伊藤会長

黒石委員、よろしいでしょうか。

黒石委員

はい。すみません、本当にそういう見えない費用を、見えにくくなっている状況、コスト、収支の状況というのが全体的に何を表しているのかということ、本当に根本的な情報なんですけれども、多分そういうやっぱり認識が、これは本当に難しいというか、そこまで概念が至っていないので、多分この、国中そこまでいっていないんだと思うんですけれども、それをどう導くかということを考えるべきであると、個人的には非常に強く思っています。それを情報レベルを、逆に理解ができないからといって落として、附属情報みたいな形にしてやっていく、この失敗をやってきた歴史だと思いますので、ちょっとそこは根本的に考えていただきたいと思っています。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。

事務局のほうでもそのようにご対応いただければと思います。ちょっとなかなか多分、把握の部分ですね、協力、考え方、精査して検討していただきたいというふうに思います。

それでは、三つずつくらいで区切って、個別の取組についてご説明をお願いします。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

そうしましたら、各法人の取組の方向性ということで、3番から6番、四つになりますが、こちら取組のそれぞれの法人の方向性というご意見になっておりますので、こちらについてそれぞれご説明させていただきます。

まず3番のかわさき市民放送の役割と取組の方向性ということで、現在の時代環境で、双方向ではない市民放送、市民FMを継続すべきなのか、双方向可能なネットメディアへの転換を大局的に検討されているのか、というようなご意見になります。

こちらについてのご回答でございますが、聴覚に直接訴えることができる特性をもつラジオということで、音声による情報発信として、特に視覚障害者に向けた広報では極めて重要であるというふうに所管として考えているということでございます。また、コミュニティFMということで、コミュニティの場の提供のほか、あとラジオということで災害時における緊急放送なども行っておりまして、発信した情報により市民の行動を喚起するための広報媒体ということで、その役割もより重要性が増してきているのではないかと考えているものでございます。また、そうは言いましても、市民放送といたしましても、やはり双方向のメディアの発展というところがございますので、インターネットですとか、SNSとの連携を進めながら、社会環境の変化に対応した情報発信に努めてまいりたいというところでございます。

続いて4番、土地開発公社の取組になります。こちらは法人自体が利益体質になることがマストではないだろうということと、やるべきことをやるための機能法人であるので、やっていないことをやる、効率的にやるべきだろうというご意見でございます。

こちらについては、おっしゃられるとおり、土地開発公社については、極端な収益の向上を目指すものではなくて、公共用地の先行取得の役割を確実に果たしていけるようにということで、安定的な経営を続けていくことが重要というふうに考えております。そのために、簡素で効率的な組織体制を目指す必要があるというところと、一方で最低限の収益、保有土地貸付けになりますけれども、こちらを確保することのほか、

今回業務組織の目標ということで、オンライン会議とか、ペーパーレスの取組ということで、事務の効率化につながるような目標も新たに設定をさせていただいておりますので、その取組を進めて対応してまいりたいというものでございます。

続いて、5番の文化財団になります。ご意見といたしましては、まず市として文化芸術振興にどれだけ税金を投入するかということが大前提でございまして、その上で、この具体的な振興策の事業執行を効率的・効果的になされているかというような視点で考えているか、というご質問でございます。

こちらについては、文化芸術振興については高い公益性を有しておりまして、採算を取ることが困難な性質もございますことから、市の財政支出により、その活動の支援を行うことは重要ではありますが、その範囲はやはり必要最小限であるべきと考えてございます。また、文化財団の事業についても同様に高い公益性を有し、補助の必要性が認められるのですが、法人が経費の効率的・効果的な執行を行って、市の財政支出はできる限り抑制していく必要があるかと考えております。

それから、最後6番目です。国際交流協会につきましては、国際交流自体は非常に重要な政策であるのですが、もうこのコロナ禍において同じ体制、同じ執行内容というところで問題はないのか、ということですね。機動的に縮小したり拡大したりできるような運営は考えられないかというご意見でございまして、こちらについては、国際交流の推進というところで、新型コロナの影響によって、確かに講座やイベントなどの事業が一部縮小しているところもあるのですが、対応手法をオンラインで対応することによって、引き続き留学生との交流ですとか、日本語講座等に対応していたりですとか、逆に外国人の相談などはコロナ禍による生活困窮等で相談件数も増加したりもしておりますので、そういった対応もしていかなければならないということで、今後も、外国人市民の多様なニーズを踏まえて、様々な国際交流、多文化共生といったも様々な取組を進めていく必要があるということで、やはり法人の組織体制を強化して、人材の育成ですとか、一方で業務の効率化をしていく必要があるというようなご回答でございます。

こちら、それぞれの法人の方向性という部分では、ご回答は以上になります。

伊藤会長

ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた3番から6番の質問・意見に対する回答について、ご意見、いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

黒石委員

やっぱり、この各担当を受け持って事業を執行している各法人が、それこそどれだけの行政コストを投入されながら、どれだけの成果を出しているのかという法人全体としても、もうパッと見える形にやっぱり評価の観点では情報としてありたいと思いますし、これだけ変化が多くて時代が動いているときに、もうちょっとこういう大きな在り方としての考え方はないかという、敢えての、受け止められる皆さんとしては鬱陶しいと思いますが、そういう議論のきっかけを投げさせていただいているわけなので、引き続き検討していきますとか、いわゆる正しい行政回答じゃない、やっぱり突っ込みをしたくて、こういう突っ込みをしているので、こういう書面で1回投げて1回答みたいなやり取りではもう全く深まらないので、やはりこれも冒頭の議論と一緒に、ちょっとやり方を変えて、もうちょっと意味のある、意義のある、効率的なやり方を考え直していただくのが大事じゃないかなと思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。

今の時点で事務局のほうで何かご発言ありますでしょうか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

黒石委員、ありがとうございます。そうですね、それぞれの時代変化に合わせて法人の設立目的ですとか、ミッションを立ち返りつつ、考えるというところを今回の方針策定の考え方でも示しておりますので、こういった議論を行革委員の皆様からご意見いただいて、それを我々から所管のほうにしっかり投げて、このやり取りで終わるのではなくて、ちゃんと根本の部分から考えるということが大事と思っておりますので、今回ご意見をいただいた法人に限らず、趣旨を踏まえまして、引き続き方針案、固める作業まだ1か月ちょっとでございますので、できる限りそういった考え方の下、進めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

伊藤会長

よろしいでしょうか。ほかにこの3番から6番までについて、何かご意見、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、7番以降また、まとめてご説明をお願いします。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、7番以降まとめてご説明をさせていただきます。

ここからは具体的な指標ですとか、目標値の設定に関するご意見になっております。

まず7番目です。国際交流協会の本市施策推進に向けた事業計画の部分になります。国際交流協会の取組の項目と指標と目標値の一覧になりますが、総じて、令和2年度の現状値、コロナの影響を受けておりますので、そこから令和7年度の目標値は全体的に増加していくような見込みになっております。その中で、「ボランティア・支援団体のコーディネート件数」と、それから「外国人相談件数」について、令和7年度の目標値がそれより下回っているというところで、その理由はどういったことかということですか、あと背景として、外国人を取り巻く環境がよくなっているのかというようなご質問でございます。

こちらにつきましては、少し説明が行動計画の中でも十分にできておりませんで、コーディネート件数につきましては、令和2年度の現状値、1,396件というのが、過去の実績を3か年見てみますと、かなり高くなっておりまして、この理由としては教育委員会からの通訳・翻訳の入札を受託したということと、コロナ関連で多言語の翻訳などが増えたというようなことで、一過性のものだったというふうに見ておりまして、令和2年度の実績値からその分を差し引き、令和4の目標値を1,100件として、そこから50件ずつ増加していくことで、1,250件という目標になっております。

伊藤会長

ちょっと今、画面共有されていますか。画面共有がこちらではされていないんですけれども。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

失礼いたしました。外国人相談のほうの目標値の説明であったかと思います。

外国人相談のほうにつきましても、コロナ禍で大きく増加したコロナ関連の相談が600件ほどございまして、そちらが一定落ち着くだろうというところで、そこを考慮して、コロナ関連相談を含めた全体の件数

では現状値よりも減少となっているのですけれども、それを除いた部分では、相談件数は増加の目標というところがございます。

いずれも、ちょっと記載が足りない部分がございますので、別途お示しをいたします指標一覧という目標値の考え方を示すものがあるのですが、そちらのほうに、こちら、その数値の理由を書かせていただくように対応をしてみたいというふうに考えております。

続いて8番になります。産業振興財団の産業振興施設管理運営事業になりまして、産業振興会館の会議室の利用率が令和2年度現状値32%に対して、令和7年度の目標値63%ということで、約2倍に設定されております。コロナを契機として、オンライン会議が普及をしているというところで、コロナ収束後もある程度継続するのではないかとということで、果たしてこの目標値が適切かというようなご意見をいただいております。

こちらにつきましては、R7の目標値については、コロナ禍到来前の実績（平成30（2018）年度実績63.8%）を利用率ということで設定させていただいておりますけれども、今この令和7年度の目標値が先ほどの資料では示させていただいているのですが、令和4、5、6と段階的にやはりコロナの影響が残るということも考えておりますので、段階的な目標値を置くようにさせていただいております。また、ご指摘にあるとおり、オンライン会議のニーズというのが、社会変容で変わってきておりますので、こちらの会館におきましても、Wi-Fiの導入ですとか、リモート会議のためのモニター、スピーカー等、そういったものの導入をしまして、ポストコロナを見据えた設備導入を実施して、利用促進を図って、やはり貸し会議室をやっておりますので、コロナ前の目標には達成していきたいというところでの設定となっております。

それから、9番、同じく産業振興財団の財団全体の収益の推移になります。こちらも経営健全化の取組の財団全体の収益ということで、令和2年度現状値10億に対して、令和7年度の目標値が7億というところになっております。その低くなっている理由についてということで、こちらについては、回答といたしましては、令和3年度で国の研究開発プロジェクトにおける大型助成、COIプログラムというのが約3.2億円が終了になります。その分、収入減で目標設定をしておりますが、その中で7億というところで、引き続き産業振興施設の管理運営で使用料2億円程度の収入、安定的な収入の確保と、ナノ医療イノベーションセンター、iCONMにおける民間や国費補助事業等の外部資金の獲得に努めることで、7億の確保は行っていきたいというようなものでございます。

続いて、10番、川崎・横浜公害保健センターの効率的・効果的な組織運営というところになります。

こちらの業務組織に関する計画の「効率的・効果的な組織運営」の部分になります。こちら、今回ご指摘を踏まえて、指標名を少しちょっと変更させていただいておりますが、もともと「事業効率化寄与件数」というような指標名の設定をされておりました。ちょっと内容が、その指標名から分からないというところのご質問でございました。

こちらについては、回答といたしましては、「効率的・効果的な組織運営」というのを取組項目として、行動計画の中では研修参加による個々のスキルアップということを掲げ挙げさせていただいて、指標としては、研修会参加後の事業効率化寄与件数という意味合いで置かせていただいております。背景といたしましては、所管の考えといたしましては、研修の成果は単発で終わるものではなくて、日々、更新や復習をしていくことが重要というところで、こちらは公害保健センター、呼吸器の検査をやっている法人になるので、すけれども、具体例として、コロナ感染予防の研修に参加をして、より効率的な検査の実施方法ですとか、そういうことを学んで、それをおさらいし、個々の職員がスキルアップをして事業効率化を図っていきたいというイメージで、この指標設定をさせていただいたというものということです。ただ、やはり事業効率化寄与件数というのが少し分かりづらいというのがございましたので、先ほどのとおり、「研修会参加後の

フィードバック件数」ということで、指標名を変更させていただいたものになります。

最後に、公園緑地協会の経営健全化に向けた事業計画になります。行動計画のところに収益事業による自己収入を高めていくというような記載がございまして、それをどのような形でやっていくのかというようなご質問になります。その一方で、指標の数値といたしましては、例えば経常収支比率が84.4%ですとか、正味財産額の推移も5億3,000万円あるものが4億2,000万円になっているというような状況がございまして、どのように収益事業を高めていくのかというような質問でございます。

こちらにつきましては、まず金額が大きく減っている部分につきましては、令和5年度から実施を予定しております等々力緑地の再編整備事業に影響によりまして、当該法人が等々力緑地で実施をしています駐車場の収益事業について撤退を要するというので、大幅な減収、2億3,000万円程度の減収が見込まれております。そのために、減収分を試算に入れているんですけども、その補填をするというところで、こちらの収益事業の取組といたしましては、収入増に向けた方策として等々力緑地以外の公園緑地に対して、新たに自販機を段階的に40基超設置することについて検討をしております。しかしながら、本増収分を見込んでも600万円弱の見込みでございまして、やはり減収の補填までには至らないというところがありますので、引き続き増収に向けた検討と、やはり事業がなくなることに伴う職員体制の見直しによって経費削減策もしていく必要があるというところで、検討を引き続きしていくというものでございます。

個別の法人の指標の設定等の質問につきましては、以上になります。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、7番から11番までのご説明に対しまして、関係する委員の方からの、その他の委員の方も含めてご質問、ご意見等をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤田委員

ほとんど私が出した質問かと思ひまして、ご回答ありがとうございました。

後から気がついたんですけども、以前の会議でもご説明いただいた内容を、また重ねてちょっとお伺いしてしまったところがあり、その辺、私のほうでちょっと確認不足でしたので、おわび申し上げたいと思います。

回答の内容に関しましては、承知しましたという感じなんですけれども、最後のやはり収益事業、公園緑地協会のほうの収益事業に関しては、やはりもう少し検討していただく必要があるのかなと。単に自販機の増設ということでは、ちょっとこれからの収入を考える上で弱いかなと思って、消極的かなと思いますので、もう少し検討が必要かと思いました。

あと、その上の指標名を変えていただいたことに関しましては、やはりそちらの指標名のほうが、直接に内容を表現しているかと思ひますので、ご対応いただきありがとうございました。

伊藤会長

それでは事務局、いかがでしょうか。よろしいですか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

今追加でお話しいただいた内容ですね。公園緑地協会の部分につきましては、我々もそのように考えている部分もございまして、委員からあったご意見について、所管のほうにしっかり伝えてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

伊藤会長

ほか、いかがでしょうか。
出石委員、お願いします。

出石委員

ただいま藤田委員の質問と、それから先ほどの黒石委員の質問の中でも出てきた、コロナへの対応の回答が幾つかあったところなんですけれども、それに関連してちょっと総論のところに戻ってしまうところもあるんですが、資料で言うと6ページですか。次期の方針策定の考え方の方針の3のところ、二つ目の中黒で、新型コロナウイルスの影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、というふうの方針として挙げているわけですね。正直言ってそれが個別の法人の中の、例えば現状と課題、それから取組の方向性の中に見えていないという気がします。先ほど、黒石委員のところから出た川崎市国際交流協会のところでの口頭回答をまさにそのとおりに書けばいいんじゃないですか。そのとおりのことだと思いましたよ、聞いていて。

それから、藤田委員からあった、いろいろな指標につながる部分は、指標自体はこの策定方針のところに書くべきではないと思うけれども、例えばやはり同様に川崎市国際交流協会のところの説明にあった、指標につながる前提の部分というのは、やはり現状と行動計画そのものだと思うんですね。むしろ口頭で言われているほうが的確なことだと思います。それで、確かに令和7年度までの計画だけれども、やはり令和4年度から、当然やはりコロナの影響はまだ残りますし、令和4年度も残るでしょう。そして、それを踏まえたものというのは、この次期計画の中のかかなりやっぱり関心事でもあるし、市民の関心事でもあるし、どうアフターコロナにつなげていくかという、ちょうど重なる時期だと思うので、私はこの辺り、策定方針の方針に掲げている部分だから、そこをちゃんと書かなきゃ駄目なんじゃないかなと思います。

意見です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

出石委員、ありがとうございます。まさに我々もご意見を頂戴した部分、この間、内容を精査する中では、コロナの部分は意識してということで所管とやり取りをしてきたというところは思っているのですが、確かにご指摘いただいたとおり、例えば国際交流協会の取組の方向性ですとか、現状課題認識の中にコロナのことが一切書かれていないというようなことも、我々もお恥ずかしながら、ここ書かれていないなというところを我々も感じたところでございます。指標については別途、指標一覧という中に細かいコロナの分析ですとか、それに基づく目標設定を置いておりますけれども、細かいところはそちらなのですが、大枠ではやはり現状分析、それから行動計画、あと法人自体の取組の方向性というところにコロナの影響をしっかり踏まえてどうしていくのかということは、やはり書き加えていく必要があろうかと思っております。

全体を通して言えることかなと思っておりますので、残り1か月くらいなんですけれども、しっかりそこは書くようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

伊藤会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。藏田委員、お願いします。

藏田委員

ありがとうございます。公園緑地協会について、ちょっと申し上げたいのですが、公園緑地協会が一番象徴的に当てはまるので申し上げるのですが、総論にも方針にもあるように、その役割とか意義を確認するということはそのとおりだと思うんです。ただ、根本論として公園緑地協会を存続することが目的ではないと思いますので、公園緑地協会が提供するサービスをどういうふうに法人の在り方も含めて作っていくかということが重要だと思います。

今回の回答に象徴的に表れていますけれども、駐車場収入がなくなって、自動販売機を設置して数百万円のお金を収益として得られましたということは、川崎市の公園緑地協会の中では常識かもしれませんが、全国の公園緑地、Park-PFIや様々なオープンスペースの活用の事業の実態、事例からすれば、とても考えられないですね。

これは何かというと、その法人の設立意義はもっともだと思うのですが、まさに時代の変化、担い手の状況からすると、かなりギャップがあるんじゃないかなというふうに思います。公園緑地について、公園緑地協会が管理しなければならないという理由があるのであれば、明確にご説明いただきたいというのが正直なところですね。なぜならば、もっと民間でもっと公募でいろんな形での、まさに機会費用ですね。機会が与えられれば、もっと効率的、もっと魅力的に緑地の管理、運営を行う事業者さんは、この首都圏の中では多くのプレーヤーがいらっしゃいます。

ですので、その点、目的と意義を確認した上で、まさにコロナ後の状況も踏まえ、その担い手が最適なのかどうかということを、ほかの団体さんは単に競争相手がいないというようなものもありますので、あれですけれども、アゼリアですとか、冷蔵ですとか、特に公園緑地協会については、もうほかの公園緑地の管理運営ですね、直営でやっていらっしゃるところがほとんど国も含めてごさいませんので、その点はちょっと改めてこの法人の存在意義というところ、もしくはその妥当性というのですか、かけるコストと、それに対する減益を比較したときに、果たしてどうなのか、今回のこの回答が続くようであれば、次の段階では公園緑地協会そのものの存在を維持していくことそのものの妥当性が問われるのかなというふうに、説明をお聞きしていて思いました。

なので、今後コロナ後の見直しのタイミングが多分来る中で、閉じるべきものは閉じていくということも必要でしょうし、この全体の法人の中で、目線として、存続させる目線で方針を考えるのか、ある程度もう5年後10年後にはサンセットする前提で検討していくのかというところの判定を、早い段階ですておく必要があるかなというふうに思います。特に公園緑地協会の問題は象徴的に出ているので、他の事業者がいらっしゃる中で、あえて外郭団体でそれを担わなければならないのかどうか、改めて担当の法人からの回答と、それに対する行革として視線なり考えを戦わせていただく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

まさに藏田委員がおっしゃられるとおりのことかなというふうに思っております。

今回、等々力の駐車場がなくなるというところで、収益事業でというところの議論で、ああいう部分に今回質問回答とはさせていただいているのですけれども、法人の本来やるべき緑化の推進ですとか普及ですと

か、そういう緑のボランティアの育成ですとか、そういった事業を担っている部分もございます。そこでの役割が公園緑地協会でないといけないのか。そういった部分も含めて、このままですと、毎年どんどん正味財産が減っていってしまいますので、5年10年というところのもうスパンになってくるかなというふうには思っておりますので、ちょっとそこについてはやはり収益事業云々という議論ではなくて、協会の在り方というところをちゃんと議論するということが必要なのかなというふうに思っておりますので、いただいたご意見、また所管のほうにお伝えさせていただいて、ちょっとこの方針の中で廃止をするというところを決められるかというのはあるのですけれども、しっかり議論をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。
今いただいたご意見を踏まえて、改めて修正等をお願いしたいと思います。

出石委員

全体でもいいですか。

伊藤会長

どうぞ。

出石委員

すみません。じゃあ一言だけ。

まず最初にすみません。先ほど先に申し上げることだったのですが、この出資法人については意見を出せませんで、大変事務局にご迷惑をおかけしました。おわび申し上げます。

それで、総論なのですけれども、2の方針策定の考え方の（2）で、課題5のところに挙がっているものを受けて、（3）の方針後で、目標変更のことが書かれています。最後に書いてある目標変更を要することをあらかじめ明示するの意味がよく分からなくて、明示するということは今回この後の個別の法人のところのどこかにそういう事態が出た場合は変更することがあるんだよということを入れるという意味だったのでしょうか。だとしたら、例えばどこに入っているのですかというのを、ちょっと知りたいなと思ったんです。

この方針後の今アンダーラインが入っているところの、あらかじめ明示するの意味、どうやってやるのかとか、そういうことについて、確認させてください。

伊藤会長

じゃあ、事務局、お願いします。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

例えば、今文化財団のところを開かせていただいているのですが、例えば指定管理を請け負っている、指定管理事業なんかですと、指定期間の更新がございます。その中で競争でやりますので、変更となる場合がありますので、そうすると大きく数字に影響が生じてきますので、行動計画の中に、なお書きではありますけれども、本計画期間中に指定管理者の変更があった場合には指標の見直しをするということで、現状のところ行動計画、今回の取組期間にどのように指定期間が関わってくるかというのを、現方針ではそういった記載がなかったんですけれども、今方針ではそこら辺を示して、あらかじめ目標変更の可能性があると

うのを見えるようにさせていただいております。

以上になります。

出石委員

はい。分かりました。ちなみに、どのくらいの法人の行動計画にこの見直しの可能性について記載があるのでしょうか。

藤原行政改革マネジメント推進室担当課長

ちょっとまだ記載をしてくださいということで、書いているところと書き切れていないところがございます。ただ、ちょっと正確な数字があれなのですけれども、現在出資法人の中で指定管理を行っているところが10法人くらいあったかと思いますので、そういった部分は出てくると、あと分野別計画、それぞれの施策の行政計画を持っていて、その計画期間がちょうど今回の令和4年から7年の間にまたがってくるようなところは、そこでやはり行政として一定計画を練り直しますので、そういった部分で変更の可能性があるというのをうたわせていただいております。そういった法人はそんなに数はありませんで、今把握できているのは2、3という形でございます。

以上です。

出石委員

分かりました。質問だったのですが、意見で言うならば、この柔軟な目標変更というのは一つの方向としていいとは思いますが。一方で、これによってぐらついていく、行動計画がぐらついていくことも問題なので、これうまく使ってもらえばいいのかなと。うまくというか、柔軟かつ一定の方向性を維持しながら進められるような意味で、目標変更をあらかじめ明示するというのには意味があると思いました。今の部分が意見です。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうか。

今いただいたご意見を反映する形で、ぜひ方針案の見直しについて進めていただければと思います。

ただ、先ほどの行革プログラムと同じですけれども、資料が直前に送られてくるということもありますし、それから検討のやはり我々が見る分量が相当な量に上っております。短い期間といいますか、私もなかなか意見を出せずに申し訳ないのですけれども、全て検討すると、詳細に検討するというのはちょっとできないというのが実態です。これ行革プログラムとこの出資法人を合わせて、それぞれ5委員で分担しても相当な量で、それを数回の委員会で果たしてさばき切れているのかどうかということは、極めて心もとないということは、ここであらかじめ申し上げておきたいと思います。

ですので、全て網羅的に我々の意見が拾い上げられているわけでもなく、今後レビューの段階ではまた改めていろいろと注文をつけるということもあろうかと思ひますし、さらに今回このプログラムなり方針案というのを策定していただくということで、実際にどういうふうに変更がなされて、我々の意見がどれくらい反映されているのかということについても、改めて資料等を整理していただいて、簡潔な形で分かるようなものを我々にフィードバックしていただきたいというふうに思ひます。

それから、来年度以降もしあるとしたら、本当に現在の体制で全体をさばき切れているのかどうかというのが私としてもちょっと不安でございますので、事務局ともご相談させていただきたいと思ひます。事務局も所管との関係のやり取りで、その作業が遅れがちになるというのは分かりますし、短い期間で検討しなけ

ればいけないという部分も分かるんですけれども、ちょっとやはり今回作業量が膨大であるということと、全体をちょっと把握できていない部分もあるということは、若干の留保として、今回この委員会として申し述べておきたいというふうに思いますので、全体の体制とか、進め方についても改めてご検討いただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上になります。

その他についてです。本日は、議題のほかに、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン（素案）について」、ご報告をいただけるということです。

事務局の席替えが行われておりますけれども、終わり次第、ＤＸ推進プラン（素案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

坂本行政改革マネジメント推進室担当課長

デジタル化推進室担当課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから本日は「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン（素案）について」ご説明をさせていただきます

こちらにつきましては、行革プログラムと密接な関係を有するものということで、並行して素案を今策定いたしましてパブリックコメントを実施し、または今年度中の策定を目指しているというものでございます。それでは内容につきましては、資料３－１の概要版のほうで本日ちょっと時間の関係もございますので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず１ページ目の①策定の目的でございますが、新型コロナウイルスの拡大の影響によりまして、行政のシステムを含む社会全体のデジタル化への対応の遅れや、書面、押印、対面を前提とする働き方の抜本的な見直しの必要性が明らかになるなど、多くの課題が浮き彫りになったところでございます。

二つ目にございますように、そうした中で、国は社会全体の「ＤＸが「新たな日常」の原動力となる」として、デジタル社会を目指すビジョンを示すとともに、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であるとして、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」等を策定し、取組を進めているところでございます。

三つ目にございますように、本市におきましても、新しい日常に対応しながら市民サービスを向上させ、さらなる業務効率化を図るためには、「デジタル技術等を活用して、これまでの考え方や仕組みを変革する」、いわゆる「ＤＸ」を進めていく必要があることから、本市における「デジタル社会の実現のための中長期的な方向性」及び「重点的に取り組む事項」などを示すことを目的に、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン」を策定するものでございます。

次の第１章、②のプランの位置づけでございますが、本プランは情報化施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「川崎市情報化基本計画」及び「総合計画」の分野別計画である「川崎市情報化推進プラン」の位置づけを継承し、ＤＸの推進に向けて、「めざす姿」、「基本的な考え方」、「重点取組事項」等を定めることとしてございます。

下の図の左側のほうにございますように、国のＤＸ推進計画などに対応しつつ、また、この右側のほうにございますように、川崎市情報システム全体最適化方針をはじめ、関連の深い計画等と整合を取った内容ということとしてございます。

また、図の下のほうにございますように、本プランの実施計画として、川崎市ＤＸ推進プログラムを別途年度末までに策定し、個別のシステムや事業等について進捗管理を行ってまいります。

次に２ページをご覧ください。

③計画期間についてでございますが、本プランの計画期間は第3期総合計画実施計画、また自治体DX推進計画と併せて、令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間ということとしてございます。

では一つちょっと飛ばしまして、次に第3章、本市のデジタル化の取組と今後の方向性についてでございますが、本市では令和3（2021）年度から簡易版電子申請サービスを用いて、オンラインで申請できる手続を増やしたほか、区役所区民課等でキャッシュレス決済を開始するなど、市民サービスの向上や、二つ目の項目にございます会議のペーパーレス化、オンライン化、テレワークの導入等により、デジタル技術を活用した働き方・仕事の進め方改革の取組を進めてきたところでございます。

三つ目の項目にございますように、本市におきましても、新型コロナの感染拡大による社会変容に対応するため、これまでの取組を加速させ、より一層スピード感を持ってDXを推進していく必要があるというところでございます。

そうした中で、今後の方向性といたしまして、こちらにございます方向性1、利用者ニーズを踏まえたデジタル化の徹底をはじめ、七つの方向性を掲げまして、取組を推進していくとしているところでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第4章、本市のDXが目指す姿についてでございますが、新しい日常に向けて、業務プロセスを徹底的に見直しながら、DX（デジタル技術とデータを活用した市民サービス向上と業務改革）を推進し、図の一番上にございます、めざす姿としてデジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現に取り組んでまいります。

図の下段にございますとおり、DX推進に向けた基本的な考え方といたしましては、社会環境の変化や国の自治体のDX推進計画等を踏まえて、①デジタル技術とデータを活用して、誰でも便利で使いやすい行政サービスを実現する。②デジタル技術の活用により、市全体の業務プロセスの見直しを徹底するとともに、市役所内部の働き方・仕事の進め方の転換を図り、経営資源を行政サービスの向上に集中させる。③市が率先してデジタル化の取組を推進することで、地域全体のデジタル化につなげる、としてございます。

また、本プランに位置づける事業を図の中央にございます三つの施策に位置づけて、進行管理を行ってまいります。

次に、4ページをご覧ください。

第5章、重点取組事項についてでございますが、本プランにおいて施策ごとに重点取組事項として掲げる主な事業の目指す姿、主な取組などについてご説明をさせていただきます。

施策1のデジタルファーストの行政サービスの提供につきましては、五つの事業を掲げてございまして、①行政手続のオンライン化につきましては、めざす姿として、いつでも、どこからでもスマートフォンから原則オンラインで手続ができるを掲げ、主な取組として、令和4年度末までに原則「行政手続のオンライン化」を実現、オンライン決済やスマートフォン等に対応した高機能な次期電子申請システムの導入に取り組み、成果指標としては、電子申請可能な手続のオンライン化率として、法令等によりオンライン化が困難な手続を除く約2,400手続について令和4年度までに100%のオンライン化、令和7年度までに法令等の課題がある手続についても、順次オンライン化を検討、また電子申請システムの利用件数について、令和2年度の現状が39万2,768件を令和7年度には60万件としてございます。

また、次に③窓口のデジタル化につきましては、めざす姿として、「書かない、お待たせしない」を実現し、スマートフォンを活用して「どこからでも手続や相談ができる」窓口をめざすを掲げ、主な取組として、いわゆる書かない窓口として、来年1月から区役所区民課で導入いたします区役所フロントシステムの導入を踏まえた窓口のデジタル化の検討、相談業務等のオンライン化などに取り組み、成果指標としては、相談をオンラインで行うことができる業務を法律相談や子育て相談から順次検討し、令和7年度までに50業務、

また窓口におけるキャッシュレス決済を導入した手数料等についてのキャッシュレス決済比率を令和7年度に40%としております。

次のページにまいりまして、施策2の市役所内部のデジタル化の推進についてでございます。

こちらのほうは六つの事業を掲げてございまして、①の標準化・共通化への対応のほか、②ではテレワークの推進、次の③デジタルの活用によるワークスタイル変革につきましては、めざす姿として、デジタルの活用による紙や場所に制約されない多様で効率的なワークスタイルの実現を掲げ、主な取組として、市本庁舎等で予定している無線LAN導入、モニタ設置等によるペーパーレス化の推進などに取り組み、成果指標としては、全庁の紙の使用枚数について現状の1億632万4,000枚を令和7年度までに半減させるということで5,300万枚以下ということにしております。

また、一番下の⑥BPRの徹底でございますが、こちらにつきましては、めざす姿として、徹底した業務プロセスの見直しとデジタルの活用による効率的かつ利用しやすい行政サービスの実現を掲げ、主な取組として、行政手続のオンライン化に合わせた押印廃止の推進、行政手続のオンライン化及び基幹系システムの標準化等に合わせた外部の専門的知見の活用等によるBPRの実施に取り組み、成果指標としては、申請書等の押印廃止率等について現状の88.6%を令和7年度までに法令等によるものを除き全て廃止ということで95%、外部の専門的知見を活用してBPRを実施した業務における削減時間割合を令和7年度までに20%としてございます。

次に6ページにまいりまして、施策3、地域社会のデジタル化の推進につきましては、三つの事業を掲げてございまして、①デジタルデバイド対策につきましては、めざす姿として、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざすを掲げまして、主な取組として、システム導入や更新の際に、誰もが使いやすい行政サービスとなるよう事前協議・審査を徹底、区役所等の窓口における「（仮称）デジタル支援員」の配置、市民館等におけるパソコン・スマートフォン教室等の実施、または次年度からの新たな取組として、四つ目、五つ目の項目のNPO法人等との連携や、国の事業を活用したデジタル活用支援講座の実施、地域のデジタル人材を講師として派遣する「（仮称）デジタル応援員」による出前講座の実施とてございまして、成果指標としては、市民アンケートにおける行政サービスでインターネットやスマートフォンなどのICTの活用が進んでいると思う市民の割合について、現状27.5%を令和7年度に35%ということとしてございます。

次に、資料下段の第6章、DX人材の育成についてでございますが、今後、DX人材の育成に向けて、情報管理部門、業務システム所管部門、各所属等において必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理するとともに、多くの職員が、デジタル技術を業務レベルで活用できるようデジタルリテラシーの底上げを図るなど、効果的な手法により人材育成に取り組んでまいります。DX人材の育成につきましては、本プランを策定するまでの間にさらに検討を行い、具体化していく予定でございます。

すみません。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について、委員の皆さんからご質問があれば、お受けしたいと思います。ご質問がある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

デジタル庁もできましたし、国のほうでもデジタル臨調ができて、いろいろな改革が進んでいますし、標準化の話も進んでいますので、それに対する対応だというふうに考えております。

また成果指標について、行革プランの中に入っているものもあるというふうに理解していますので、引き

続きよろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、皆様、特になければ、本日の委員会につきましては以上となりますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

吉永行政改革マネジメント推進室担当課長

すみません。ご審議いろいろとありがとうございました。

先ほどこっちいろいろご指摘がございましたところがありますので、どういったところがまずプログラム等について変更があったかについては、簡潔な形でちょっとフィードバックさせていただきたいと思います。

あと今後の進行につきましても、伊藤会長とご相談させていただきながら、ちょっとこういった形で先生方のご意見をうまく反映させるか等について、ちょっとご相談させていただきながら、ちょっとまた進めさせていただきたいと思いますので、今後ともちょっとご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日につきましては、また今後2月の公表に向けまして3期プログラムですとか、出資法人の関係、こちらのほう成案として策定してまいりますので、また2月までの間にまたちょっと調整をさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第5回川崎市行財政改革推進委員会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。